

山梨県総合計画審議会第1回行政改革特別部会 会議録

1 日 時 平成23年5月20日（金） 午前10時～正午

2 場 所 県立宝石美術専門学校「会議室」

3 出席者

・ 委 員（50音順、敬称略）

今井 進 長田 由布紀 小林 一茂 田中 佑幸 長澤 重俊
日高 昭夫

・ 県 側

知事政策局長 総務部次長 財政課長
（事務局：知事政策局）知事政策局次長 知事政策局主幹

4 傍聴者等の数 0人

5 会議次第

- (1) 開会
- (2) 部会長あいさつ
- (3) 知事政策局長あいさつ
- (4) 議事
- (5) 閉会

6 会議に付した議題（すべて公開）

- (1) 行政改革のこれまでの取り組み
- (2) 新行動計画の素案の概要について
- (3) その他

7 議事の概要

(1) 議題（1）について

資料により事務局から説明し、次のとおり意見交換を行った。

（委員）

資料1の全体進捗状況について、64の項目のうち達成済みと達成見込みが60項目、パーセンテージにすると93%ぐらいになると思うが、非常に進捗状況がいいと思う。

（行政改革大綱では、）県の負債を380億減らせる計画が、先日の新聞記事の中に約530億減らしたとあって、素晴らしい取り組みをされていると感じている。

6月の県議会にも取り組みの経過を報告されると思うが、もう少し積極的にこういう取り組みをしたということを報告してもいいと思う。

(委員)

今回の新しい計画もこれまでの実績を踏まえて、さらに発展させていくということでしょうから、まず現実としては今の取り組みがどうなっているかとか、課題は何かというようなところが一番のポイントにはなるかと思う。

(委員)

第2次行財政改革プログラム策定に携わらせていただいたが、パラダイムシフトについてもう少し説明してほしい。

(知事政策局次長)

第2次行財政改革プログラムにおいても、工程表等を作成していたが、(行動計画においては、) 基本的には数値目標を掲げること、工程表に沿ってしっかり取り組むこと、それから行動計画を単なる行政改革ということだけでなく、行動計画の裏付けとなるという視点でまとめたことが違っているところである。

(委員)

行動計画の裏付けというのは、どういう意味か。

(知事政策局次長)

行動計画を実際に実施できるような体制にするということであり、先ほどパラダイムシフトと申し上げたのは、行革プログラムというよりもその行動計画自体が、今までの総合計画のような10年後の絵みたいな形ではなく、4年間の知事の任期中の行動計画として、しかも工程表を明らかにして示したということでパラダイムシフトという言い方をした。

(委員)

行政改革に限らず、行政で一定の期間の表を明示した工程表を示して実行可能であるか、それで具体的に示しながら、その目標が達成されているか、進捗を客観的に示した、そういう傾向が大変強くなっているという意味では分かりやすくなっており、成果が分かるようにしたということだと思う。

資料1の進捗状況の◎と○というのは、最終年度の決算確定後に達成すれば◎になる見込みと理解していいか。

(知事政策局次長)

そのように理解していただきたい。資料1の表の作成が平成22年の当初(予算)ベースであり、◎というのは平成21年度末に実績として目標が達成した、○は22年度中に達成する見込みであり、見込みどおりであれば、決算を経て◎になる。

(委員)

例えば、(資料1の取組状況の) 人件費の抑制の取り組み内容欄に、23年度当初

で4.2%の純減とあり、達成をする見込みということか。また、右側に19年度実績、何名純減と記載されているが、全体像が分からない。第2次行革会議の場合には、全体像があってこの取り組みがあって何パーセントということだったと思う。

できるだけこういう数字の何パーセントというような表記の場合には、元の数字を表記すると分かりやすい。

(知事政策局次長)

現データでは、平成19年時点で1万4,991名、それを633人(4.2%)削減する。数字に置き換えると、1万4,358人になる。21年度までに626人の削減で、あと7名削減されれば達成される。

(委員)

公共工事などの事業費では、数字が出ているので、次回から人件費についても分かりやすい記載をお願いしたい。

(委員)

進捗状況の区分が◎、○、△ということについて、△は達成が困難ということを表している、それが四つほどある。それはよくなっているのか。達成する見通しというのは○と、達成が困難な△と区分がしてあるが、困難というとかなり目標に届かなかったという感じだが、完全に目標に届かないというわけではないけれど、ほぼそれに達成したというのが達成見込みなのか。それとも、それはもう完全に数値をクリアできるって見込みなのか。○になるためにレベルの差はある感じもするが、そうすると3区分で表している○と△の間にはちょっと何か加減をしないとしないのではないか。

(知事政策局次長)

記載区分については、過去のものであり、変えられないが、次は達成したか、達成していないかの2区分で出す。

(委員)

達成したもの、達成していないものは、目標自体が高すぎたのか、いろんな阻害要因があって難しかったのか、きちんと分離で対応ができるようなもの、目標を達成していなくても、ほぼ目標に届きそうなレベルなど、いろんな段階があるような気がする。△以外はみんな問題なさそうだという気もするが、検証作業のときに、もうちょっときめ細かくしていく必要性について検討してほしい。

(委員)

「暮らしやすさ日本一」という点で組織を変えるという意味では、この24項目のうちのかなり優先順位というか、構造的に重要な問題とそうでない問題とかなりあると思う。会社でも人事評価をするときには、一番重要なものに50%の比率をかけて、次40、30と重点配分するが、そういう評価の仕組みをこれに取り込めれば良いが。

6 4 項目が問題ないということだが、県債の削減とか、人員の削減など重要な部分については、構造的にどう変化しているかというようなことを、評価できるような仕組みになっていたらいいと思う。

(委員)

特に取り組み状況については、目標とか進捗表を絡めて立体的になるべく分かるようにしていければいい。

(2) 議題(2) Iについて

資料により事務局から説明し、次のとおり意見交換を行った。

(委員)

行政改革大綱に引き続いて改革を続行するということ、行動計画と他の施策との関係付けについて、新行動計画では行政改革の事業も取り込んだ体制に変えていくということ、そして、内容は改革続行。

したがって、これまでの行革大綱を踏襲しながら改革をさらに進めていくということで、改革続行という基本目標のもとで四つの計画、財政の改革、県庁の改革、県民サービスの改革、それに加えて、市町村あるいはNPOとの関係について進めていこうといったような枠組みでやりたいという地域主権の改革というところになっている。

(委員)

地域主権について、もう少し日常生活で分かりやすい言葉にした方がいい。長い定義がある言葉に対して、この地域主権という言葉を使う必要はないのではないか。もう少し長い言葉になった場合でも、分かりやすい言葉の方がいいと思う。

県庁の改革という表現もちょっとよく分からない。中を見ていけば分かると思うが。CM業界で仕事をしていると、キャッチコピーがいかに大事か、どういうイメージを持たせるかということが一番大事だと思うので、短い言葉で、うまく全体的なイメージを把握してもらえるような言葉が見つければいい。

(委員)

行動計画の行政改革以外の分野もこのような記載になっている。今の話は「足腰の強い基本体制を確立します」、県庁の改革指針も「意欲を持って取り組む県庁にします」など、もうちょっと分かりやすくしたらどうかと理解する。

地域主権という表現も含めて政策名の表現形式を委員の発言の視点から見直すことは可能か。

政策別に見せる時には、サブタイトル的なもうちょっと分かりやすいものとするとは、専門の方もおり、いろいろ意見とかアイデアをいただいて分かりやすくすることは、趣旨に添うのではないか。

(知事政策局長)

工夫は考えさせていただく。

(委員)

地域主権の話題が出たが、個人的には、地域主権というのは法律的には成り立たない概念と思う。

一種の旗印として何を改革しなければいけないかというときに、もうちょっと深く地方分権というのは、政府とそれから地方公共団体との権限とか、いわば仕事の自由度の問題とか、憲法でいう地方自治の中の団体自治というか、そういう話が非常に多かったのもうちょっと住民のいろんな主体的な参加とか、住民による自治とか、そういう面を強調するともう少し違う言い方になるのではないか。過去にそういうことが含まれているかと思う。

(委員)

分権と主権の違いはどのようなものか。

(知事政策局次長)

地方分権とは、いわゆる公共の中の権限を国から地方に移すという点に焦点があつたが、地域主権的というのは地域の住民といいますか、地域が地域として自立性を持って考えるというところにある。日高先生も運営委員になっていただいている「新しい公共」という考え方があり、公共という分野は、別に地方公共団体がすべて担うのではなく、ある程度地域で考えて担っていくという発想が大きく反映されている。

(委員)

それがずっと分かるような言葉があつたら一番いい。いろいろ聞いて地域主権の意味が分つたが。

(知事政策局次長)

短い言葉で分かっていただけの言葉は非常に少ないため、表現は工夫させていただく。たとえば、副題を付けるとか、簡単に説明したものを付けるなど、工夫をさせていただくということになると今は漠然と思っている。

(委員)

サブタイトルがあるだけで、ずいぶん理解が違ふと思う。

(委員)

もう少し政策名を分かりやすくするという視点で見直すことが、体系の示し方かもしれない。

(2) 議題(2)Ⅱについて

資料により事務局から説明し、次のとおり意見交換を行った。

(委員)

資料16ページからの分権型社会への転換と、18ページ、19ページの財政再建と公共サービス改革の進展ということについて、段取りを説明いただいた。

長期的展望という中の改革続行チャレンジについて、期間をどう捉えるかは、不確定要素もあって難しい。制度改革自体大変難しいが、現在の一応こうあるべきではないかというやり方を取らざるを得ないのではないか。

分権型社会といった財政削減、公共サービス改革とかというのも大半はどこかでこういう制度になったということで、あまり先のことは十分やったと思わないが、県の立場では非常に難しいという気がする。

(委員)

(時代の潮流における)分権型社会の説明で、地方の法人特別譲与税というのが暫定措置ということで掲げてあるが、具体的にどのくらいの期間か、年数ははっきりしているのか。

(知事政策局次長)

はっきりはしていない。基本的に抜本的な税制改正がされるまでという形になる。法人二税というのは非常に東京のほうに偏在しており、その偏在を地方で是正しなさいということ。暫定的に何年までという記載がされているかもしれないが、それが完全になくなるのは抜本的な税制改正が終わってからでないと変えることができないということ。

(委員)

人口とか従業員数に応じて再配分とした場合、たとえば山梨県の人口の減少や企業の撤退ということになると、配分において不利になるという感じがする。

(知事政策局次長)

現実問題として、一人当たりなどの比率では、山梨県の県税の構造というのは法人二税の県税収入に占める割合が非常に高く、むしろ法人では潤っているような県になっており、配り直してプラスになるということがあまりない。ほとんど現在の法人二税の収入と同程度で一応従わせていると理解している。

(委員)

税源の変更は、影響がありすぎて、かえって地域格差を拡大したということは何とか是正しなくてはならない。抜本的税財政改革によって解消されるということ。

(委員)

分権型社会において、新しい公共が地域を担っていくことを目指しているのであれば、新しい公共の担い手になれる人たちの養成について、自治体として自分たちで考えて、自分たちで行動を起こせるような地盤づくり、基盤づくりが必要ではな

いか。地域住民に権限を持たせるのであれば、地域住民が考えられるようになるシステムが入ってくるといい。

今まで与えられていたところを、いきなり自分たちでやりなさいと言われた場合、行政のやっていたことを、私たちが自分たちで考えて、自分たちで行動して、自分たちが設置をして、お金のことも考えながらやっていかなければいけない感じがある。

実際、これまでNPO法人などの活動されている方たちを例にとると、作るまでは例えばモデル事業の期間中は、お金が行政から出て、立ち上げから軌道に乗るところまではやった、モデル事業の期間が終わり、ここからは自分たちでやりなさい、そのノウハウはあなたたち培っているでしょうというのはなかなか難しいと思う。

結局、ボランティアみたいなことになる。ボランティアで活動して継続をしていくことの難しさというのは、何で私だけがやらなければいけないのか、ということになっていくからだと思う。

協働ということをするのなら、住民が経営の主体になってやっていけるというエンパワーメントまでの支援があって初めて継続的な新しい公共の担い手になれるのではないかな。

行政のすべきことは、エンパワーメントする教育や支援だと思う。そして、担い手となりうる主体の人たちの視点で正しく集約することが継続的な新しい公共には必要。

(知事政策局次長)

新しい公共、場づくりということで運営の関係でも委員長をされておられる日高先生にお願いします。

(委員)

新しい公共というものは、政府の方針があって、事業化するための相当の予算がついている。山梨県も平成23年度24年度の2カ年で、1億3,500万円の基金をもとに新しい公共の担い手の制度が決まっている事業を集中的にしようということ。

これまでも支援事業は、県でもしているし、市町村でもしているが、予算面も体制面も十分ではないので、いきなりNPOなどをお願いしますといっても、担い手として立ち上がれないという状況があるので、できる限り国の制度も活用しながら、山梨県の視点にあったNPOや地域の基盤を集中して整備しようとしているところ。

最大の弱点は、組織体制が弱いことであり、そのためにボランティア的なものとして終わり、NPOとしての組織的な活動がなかなか継続しないということが課題であるため、重点化した支援策がとれればいい。

併せて、NPOとの協働を推進するための基本指針ができて、いろいろな実績も出てきているので、さらに発展させた計画や条例など市民活動が活発になれば、単独で市民活動として可能な部分もある。ただ、どうしても行政と連携しなければならない部分も多く、新しい公共を担当するという所管課だけじゃなくて、事業担当部署も自分たちのこととして、行政全体の組織体制が必要だと思う。

広い意味での行政改革の中での関係づくりが必要だと思うので、県でも新しい体制を含めて検討してほしい。

(委員)

新しい公共は非常にいい考えだと思うが、新しい公共という考えで地域、NPOなどが担うというのが、分権という意味なのか、それとも住民が主体的に地域の活性化があって、その中で連携を取っていくということか。

(委員)

新しい公共については、基金事業として行政とNPOなど市民活動団体と連携する事業に特化して取り組まれている。

(委員)

行政のサービスを地域で行なう意味合いもあるのか。

(委員)

そういうことも含めてあると思う。山梨で取り組まれている事例では、フードバンク山梨さんとかが中心になって震災への活動をしているのも新しい公共。

(委員)

そうですね。弊社も協力している。

(委員)

行政と住民をつないでいくには、中間的に支援する市民団体が必要不可欠。ニーズを市民目線で提案して行政目標も設定するのがいい。

(委員)

新しい公共の難しさは、今まで行政がしていたことを行政側の理由で事業者任せるといった形をとっているものもあると思う。また、行政の事業で不足している部分をNPOがした場合、似たような事業をしていることで、同じサービスを提供するライバルになってしまう。例えば、子育て支援のサークルや障害児保育などモデル事業で取り組んでも期間が決まっているので、期間が経過したらサービスを受けるのに行政は無料、NPOは有料という問題がある。

(委員)

たぶん市町村の事業だと思うが、あまり問題意識がなくしているものが多いのではないかと。話し合いの機会を持って調整できればいいが、今はそういう場がないため、不信感が広がっていくのではないかと。

これから社会づくりをしていく上で、公共サービスは行政側だけのサービスではなく、いろいろな担い手をコーディネートしていくような場として、新しい公共という今までとは違う仕組みが必要。

(委員)

大枠があるコンセンサスを得た事例がないと厳しいと思う。公共サービスは全部行

政がするものだという意識がある。

(委員)

新しい公共は、競争のない市場。その中に雇用の創出が行われるとか、経済効果がいろいろ期待できる感じは受けるが、もともと公共に関しては、市場は成立しないと考える。もともと市場として成立しない公共に、市場原理を導入していくと受け取れる。財政的な裏付けがあるうちはいいが、将来的にはわからないという前提のもとで、いいとこ取りをしている表現とも取れる。

(委員)

新しい公共と呼ぶか、他の呼び方にするかは別にして、1990年代の終わりごろ公共空間の再編という言葉で、公共という領域は市民も地域も、そしてまた民間企業も含めて公共サービスを充実していくことが必要とする考え方が出ている。

社会状況、構造に合わせて再編成していくことが必要という問題意識が背景にあると思う。その中では市場原理を活用するという考え方もあり、規制緩和が行われたり、民営化がその時々政権によって大きな課題になったりしている。

しかし、意外な問題点があって、改めて公共サービスとは何かを考える必要がある。

電力は、最も基幹的な公共サービスで独占体制に議論があるが、今の日本が抱えている社会経済構造、行政のあり方などを少し組み替えていく大きな視点のもの。

新しい公共の事業としているのは、行政との協働のものに特化されている。山梨でもいろいろな視点で、これまでの公共サービスのあり方を考え直していくことは必要。その過程で、理解が不十分だったり、うまく会話が成り立たないためにいろいろな問題点が生まれてくるが、そういうものを取り上げて解決していくような仕組み、これは県としても市町村にもそういう考え方を進めていくような提案をしていきたいと思う。

(委員)

いろいろな箱物を造ったが、結果的には負担になって、いわゆる指定管理者に任せると。指定管理者に任せると、採算が取れてやっていける。

県庁の改革の大きな一つとして、民間に任せられるものは権限と予算をつけて任せる。地方分権も権限と予算を握っていて、それを移譲しないためにできない。

県も法律の縛りもあると思うが、できるだけ民間あるいはNPOに任せられることは任せられれば、安いコストでいろんなサービスができると思う。

(委員)

資料の時代の潮流で、PFIなど民間の活力をうまく活用した公共サービスのあり方について記載されている。県でもいろんな施設の運営を指定管理者制度で行い、何か様変わりしたところもある。

こういう視点に新しい公共という言葉に表現されているような、公共サービスの担い手として、市民も経営に参加したり、企業を啓発していくというようなことを進めていくための制度づくり、支援などもこの中では取り入れてほしいということだと思

う。

そういう視点は入っていると思うが、さらに検討を加え、反映してほしい。

(2) 議題(2)Ⅲについて

資料により事務局から説明し、次のとおり意見交換を行った。

(委員)

長期展望とか基本的考え方とかの整合性という意味で考えると、県民サービスの中で、民間活力の導入や県民サービスの提供は、NPOなどとの協働も含まれるということについて、新しい公共という言葉を使うかどうか、どの政策で扱うのがいいのか検討する余地がある。

また、地域主権改革の地域主権の説明の中で、地方分権とは、いわゆる国・地方関係の権限移譲や財源移譲であるが、これからは、もう少し地域住民での自主的取り組み、地域づくりを重要視するという視点で、地域主権を取り上げているとあるが、取り組み内容は、国・地方関係、県・市町村関係になっていて一貫性がない。

それから道州制について、今回の東日本大震災における対応で、関西は広域連合として、それぞれ役割分担して、いわゆるペアになって支援策をしている。

山梨も当事者になる可能性があり、支援を受ける相手方になる可能性もあるため、人的支援のネットワークや県との長期的連携などを視点として考えていく必要があるのではないか。3.11以降とそれ以前では、これからの国づくり、地域づくりはだいぶ違うので、そういう視点がちょっと含まれていないのは残念。そのような事業、取り組みはあると思うが、施策として方向付けをできればいい。

(委員)

改革続行ということで、改革の目的をもう一回強く認識をしたほうがいいのではないかと。例えば県庁の改革等も、目的として「高度化、多様化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応するため」とあるが、さらにその上に「暮らしやすさ日本一の県づくり」という目的があり、そのために県庁改革をするということだと思ふ。ぜひもう一度何のために、どういうことをするために県庁を改革するのかということを入れられたらいい。

行政改革はある意味では経営改革だと思ふ。価値を生むという視点を意識して目的を設定したほうがいいのではないかと。

また、県民サービスの改革において、PR機能の強化とあるが、何のために、どういうことを目的として広聴広報活動をするのか。やはりもとは「暮らしやすさ日本一の県づくりをするための活動だと思ふ。

(委員)

暮らしやすさ日本一という目標の中で、具体的な改革続行チャレンジして行うことだが、暮らしやすいと感じるのは県民が感じる、主語は県民だと思ふ。重点プランで山梨、山梨の強み、山梨の弱みなど掲げられているが、政策で重点目標とのつながりがわかりづらい。

(委員)

前回の行政改革大綱の時にも同じ議論があり、特にそのときは財政の問題が相当大的なウエイトを占め、山梨の財政構造をどうやって変えていくのかというところに重点を置いて議論した。今回はそういった意味ではいろいろな施策の中の取り組みで、バランスはよくなるが、目的と施策のつながりは意識するところ。

日本一という目標を掲げるからには、そういうものはどういうことをこれによって達成しようとしているのかとか、そういう視点をやっぱり出せる部分は出してほしいということ。

(委員)

確かに今回はバランスよくなったが、その前提となっている財政については、県は独自性を確保できるという前提で議論していいのか。

(財政課長)

過去2年間見て、県債等残高の削減を県庁の中の大きな目標として掲げており、公共事業等の削減や県単補助金の見直しなども行なってきており、その進捗状況は目標を達成する見込みである。

一方、他県の状況などを見ると、本県同様あるいはそれ以上に努力している県もあり、財政健全化という取り組みは、引き続き必要な状況であると認識している。

しかし一方で山梨県ならではの施策もある。将来に負担を残さないという意味では、これまでの改革の続行というのは必要と考えているが、山梨ならではの施策に関しては、重点的に予算を配分していける状況に、今財政的にはなっていると思うので、今日の議論を踏まえて財政のあり方も考えていきたい。

(委員)

知事を先頭に借金を減らすという課題についても、相当成果が上がってきたということであるけれども、しかし状況はまだ楽観できるものでもないため、引き続いて改革が必要。

しかし、県の姿勢とか何のための政策かということも含めて、重点化しながら財政運営をしていくということで、ここに掲げていることを着実に進めていけば、健全性は保てると理解する。

(委員)

改革をするにあたり、将来の本県の姿、続く方向性などグランドデザインをここで示したいのではないかと思う。県民は、「環境県山梨」とか「観光山梨」とか言われると分かると思うが、行財政改革はイメージしにくい。

具体的な行動計画が目指しているのは「暮らしやすさ日本一の山梨」という県づくりとあるが、暮らしやすさの主語は県民だとイメージできるが、誰がつくるのか。

行動計画について、行動するのは県（行政）がすることで、主体性がなくなってしまうが、目指すところは「暮らしやすさ」。

私たちが暮らしやすいというのは、どういうものだというふうにイメージして、ここに向かって細かい行動計画を作っているのかが、かけ離れている感じがする。

(委員)

総合計画審議会総会において、大人数で発言する機会もなかったが、本来はたくさん発言をされたかったと思う。専門の分野ごとに部会に分かれて、目的とか目標とか事業などを議論していく形式であるが、行政改革の分野に関してはお金、職員、計画管理のあり方などと横断的になっていることもあって、特別部会となっている。

行財政は、かなり制度に縛られている。例えば財政制度で先の見通しについて、民間企業経営的な観点から見て、こうあるべきだと考えても、制度制約がたくさんあって難しい。制度を前提にしているため、見た目には地味になるし、20年先まで見通すとなると難しい。

しかし、今の制度の中で、より良く、こうした方がいいということは示すことができる領域で、実体的な性格の他の部会とは違うため、もどかしさがある。

手段とか、誰がそれをやるのかということが、もっと分かるような分かりやすさを向上させてほしいという意見について、県民の視点から見て分かりやすく、かつ協力いっただいて関わろうとなるべく思うような計画づくりになるよう、努力をいただきたい。

(委員)

「暮らしやすさ日本一」というテーマについて、県民目線で自分のことを例にとると、もう10年ぐらい続けて収入が減ってきている。私も団塊の世代の1人で数年後には65歳を迎えて高齢化してくる。団塊の世代がだんだん高齢化してくるということで、老後を安心して暮らせるか不安がある。収入が少ないこと仕事がないことが不安。その課題が解決されれば、県民目線で見て、暮らしやすさということもある程度は充足できるかなと思う。

県庁でも財政改革をしていて、厳しい少ない税金の中で運営しなければならない大変な時期を迎えていると思うが、老人にしてみればある程度自分にも仕事ができる場を与えてもらえれば、やっていけると思う。

収入の多寡ではなく、仕事ができる場を提供することはできないか。そのあたりに「暮らしやすさ日本一」を目指す一つの糸口があるかなと思う。

(3) その他

事務局から今後の審議日程について説明し、了承を得た。